

## 議案第42号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国家公務員に係る取扱いに準じ、職員が新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例に関する規定を削除するもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>職員が, 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に, 中華人民共和国から世界保健機関に対して, 人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは, 感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において, 第3条第2項及び第4条の規定は, 適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により支給する手当の額は, 業務に従事した日1日につき, 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわた</u></p>	<p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>

<p><u>り接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>		
--	--	--